

はあとメール 第34号

発行人 〒602-8453
京都市上京区笹屋四
丁目269-4 正千第2ビル5階 ☎ 075-463-2263
住田正則

みなさん、こんにちは！はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。



はあとメールは、『地域づくり』を目指します

いきなりなんのこっちゃ、とお思いになるかも知れませんが、まずは私の話をお聞きください……。

ひとくちに「地域」と言っても、そこにはさまざまな意味が含まれています。「地域」と聞いて、市町村、あるいは都道府県などの行政区画をイメージされる方もおられるでしょうし、あるいは自分たちの暮らしている向う3軒両隣のご近所さんを思い浮かべる方もおられるでしょう。もう少し広そうだけど、やや概念的な響きのある、京都で言えば“洛東”“洛北”“洛西”や“西陣”“鴨東”なども地域を指す言葉と言えるでしょう。

別に、どれが正しくて、どれが誤っている、などということではなく、いずれも「地域」というものをとらえた言葉です。ただ、それでは話が前に進みにくいので、ここでは便宜上「地域」を、「そこに住み、暮らす人びとが、自分の家族や周囲の隣人とともに、共通の認識として持つことのできる居住空間の広がり」ということにおきます。余計ややこしいですか？
……簡単に言えば、顔の見える関係の人々が、お互い同じところに住んでいる、と思える範囲が、ここでいう「地域」ということです。



～文通で、あなたのくらしにうるおいと安心を～
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、文通によって実現していきます」

無縁社会、などという、おどろおどろしい用語すら飛び交う現在の日本ですが、確かに人と人とのつながりはかつてに比べて急速に薄れつつあるようです。

マンション住まいの場合などでは、お隣にどのような人が暮らしているのかまったく分からない、などということも、特に珍しいことではありません。少し以前では“核家族化現象”が現代社会の抱える問題としてしばしばとり上げられてきましたが、今ではそれよりも事態は進行し、たとえ核家族が一つ屋根の下に暮らしていても、食事はバラバラ、生活スタイルもバラバラ、という“個人化”が言われるようになってきています。



こうした社会構造の変化は、戦後60数年の間にゆっくりと、しかし確実に進んできたものであり、一朝一夕に変化を押しとどめたり、別の変化を促したりすることは極めて難しいだろうと私は考えます。ある意味、私たちの先人たちが心から望み、実現に心を砕いてきたことが実現しているのだ、とも言えるからです。たとえば、核家族化から個人化へ

の進行は、経済的に豊かな生活基盤があってはじめてできることでもあるような…。そしてこの先も変化は続き、現在の過渡期を越えたところで、未来にはもう少し落ち着いた生活様式が確立されるようになるのかも知れません。

しかし、そうはいつでも私たち一人ひとりの人生は一度きりしかなく、いつか来る未来を待ってばかりもられません。私たちにできることは、少しでもいまを楽しく、不安少なく生きるにはどうしたらよいか、を考えながら日々を過ごすことではないか、と私は考えました。



そこで、ようやく本題です。少しでもいまを楽しく、不安少なく生きるためには、私は「地域」の果たす役割が非常に大きいと思います。

はあとメールは、法律の専門家であるスタッフと、市民の皆さんの心の交流を、文通によってはかっている団体です。その理念は、いまだ充分に実現できてはいませんが、いえ、だからこそ、「地域」が役割を果たすためのお手伝いができるのではないかと思います。

もちろん、一足飛びに現実を左右できるほどの力でもって私たちが動けるものではないことは、百も承知です。ただ、幸か不幸か私たちははあとメールのスタッフは、日夜研究に明け暮れているような学究の徒ではなく、業務等を通じて社会の諸問題と組み合っている実務家の集まりです。あれこれと模索し、行動する中で、「地域」づくりへのヒントも得られるのではないかと、私は楽観的に考えているところで…。

（次号へつづく…）

「はあとメール」の活動について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、スタッフから集めた会費及び寄付金によって運営されており、「はあとメール」もその予算の範囲内で発行しています。

よって、少なくとも現時点においてはスタッフ以外の会員の方々には会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください！

それと同時に、皆さまの善意による寄付を広く受け付けております。いただきました寄付金は、はあとメールの今後の活動をよりよくするための費用として大切につかわせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします！

「はあとメール」バックナンバーのお求めにも応じます。お気軽にご連絡ください！



（住田 正則）

あなたのくらしに、うるおいと安心を

はあとメール

無~~料~~でお知らせ

こんにちは、はあとメールです。

◇◇◇当団体の活動の趣旨◇◇◇

私たちは法律家として、定期便「はあとメール」を送付したり、無料相談会を開催することを通して、皆さまが日常生活において困ったときに、気軽に相談できる相手になりたいと思っています。

そして、さらに、心温まるサービス（Heartwarming Service）を提供できるようにして

行政書士、社会保険労務士らが

遺言・相続、離婚、老い支度、年金、

その他困りごと相談に無料で応じます。

日時 平成23年7月18日（月・祝）

午後1時から午後5時まで

会場 「ひと・まち交流館 京都」3階 ミーティング室

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83の1

（河原町五条下る東側）TEL：075-354-8711

※ 予約された方が優先となります。

電話・FAX 075-463-2263

〒602-8453 京都市上京区笹屋四丁目269-4 正千第2ビル5階

はあとメール

住田正則 まで

e-mail:heartmail2008@gmail.com

次回の無料相談会は 平成23年8月28日（日）午後1時～5時を予定しております。

☆ 詳しくはお問い合わせください ☆



遺言講座

第五回 遺留分



前回ご紹介したケースは長男に特別受益4000万円、次男0円、被相続人の財産200万円でした。長男の受けた特別受益4000万円を被相続人の財産に加え相続財産は4200万円、相続分は一人2100万円となります。

現にある200万円すべてを次男がもらっても長男は1900万円もらいすぎ、次男は1900万円足りない、という事態になります。

その清算はどうか？長男が次男に不足分を支払って清算するのが公平にも見えますが法律ではそこまで求められません。長男は確かに法定相続分を超えてもらっているのですがそこはやはり被相続人の考えで贈与されたものであるからです。

相続財産が残っている場合に差し引きされる、という程度のものです。

また被相続人が特別受益を受けたものの相続分から差し引かないよう意思を表示したら、その意思に従わなければなりません。

しかし、この制度には更に例外が用意されています。それが遺留分という制度です。

上記のケースで特別受益を長男から差し引かないと結果長男は4100万円、次男は100万円となります。いかに被相続人の意思とはいえほとんどの人は次男の立場だったら納得いかないでしょう。

遺留分とは一言で言えば被相続人であっても奪えない相続人の権利です。

このケースでは次男は2100万円の半分、1050万円が遺留分として守られます。

実際には現にある遺産のすべてももらっても200万円しかもらっていないので差額の850万円について遺留分を侵害されているということになります。

これを返せという請求を遺留分減殺請求といいます。減殺請求の対象は遺贈および相続開始1年前までの贈与、それ以前の特別受益です。その上これらが「当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って」なされたものでなくてはなりません。

この遺留分減殺請求は裁判外でもできます。ただし時効がありそれは相続の開始及び減殺すべき贈与または遺贈があったことを知ったときから1年、相続開始から10年です。

このためいつ減殺請求がなされたか、が争いになることがあります。

減殺請求する場合にはいつしたか明確に証拠として残る方法（内容証明郵便等）ですべきでしょう。

遺言を作成するにあたってはこの遺留分を頭に置いて考える必要があります。

もしも遺言の内容が誰か相続人の遺留分を侵害していた場合この減殺請求でもめる可能性がある、ということになります。

行政書士 吉田 大